

来たれ、市民農業者たち！ ～市民農業者塾の開設～

古屋 富雄

「自給自足をしたい」、「農ある暮らしをしたい」、「田舎暮らしをしたい」など農業や農村に魅力を感じている人が、若い世代を中心に増えていると感じます。

しかし、「農業をしたいから、農地を借りたい」と、市町村の農業委員会や市役所などを訪ねても、「農家ではないため、それはできません」と、断られることが多いと思います。

基本的には、行政の対応に不備はないと考えます。

平成21年12月15日に改正された農地法では、1,000㎡以下の小規模の農地でも、その下限面積を別段として定め、農家以外の人でも、農地を借りることができるようにしています。

この場合、農地の貸し借りだけでなく、所有権の移転も可能になり、その責任は、農業委員会が負うこととなります。

従って、行政側では、そのことをリスクとして捉えてしまうようです。

しかし、南足柄市の農業委員会には、誰でもが農業をすることができ、農家になることもできる「新たな農業参入システム」を創り、農業を担う裾野を広げようとしています。

農地の貸し借りについては、権利の移動が伴わない農業経営基盤強化促進法により、その利用権の設定を行うこととしています。

農家になりたい人は、農家資格を得ることのできる耕作面積が10アール（1,000㎡）以上の「南足柄市新規就農基準」（平成20年10月1日施行）、自給自足程度の農業をしたい人は、耕作面積が10アール未満300㎡までの「市民農業者制度」（平成21年9月1日施行）を選択して、申請をします。

これらの新規就農希望者は、農業委員会が定めた就農計画書（農家になるための計画）や営農計画書（農業をするための計画）等を作成し、毎月の月末に開催される農業委員会の総会の席で、新規就農者や市民農業者になるためのプレゼンテーションに臨みます。

そして、地域の農家やJA、議会などから選出された14名の農業委員さんにより、就農計画書や営農計画書などの資料に基づいた質疑応答が履行され、新規就農者や市民農業者の合否がなされます。

その後、農地の借り受けの申請となります。貸し借りの農地バンク情報については、農業委員会事務局にもその用意があります。また、農業委員さんからの情報提供もあり、その中から、希望する農地を探すことは可能です。

現在、南足柄市の「新たな農業参入システム」により、新規就農者14名、市民農業者4名が誕生しています。しかし、市の農業の担い手や理解者になる人数には、ほど遠い数です。そこで、この仕組みを立案、施行した私が先頭になり、地域や行政と連携が図られた市民農業者等の育成を目指すため、南足柄市塚原のTOMIOファーム及びユートピア農園を拠点にした「市民農業者塾」を次のとおり、開設します。

目 的

○担い手がない耕作放棄地（遊休農地）の解消に取り組み、新しいライフスタイル「農ある暮らし」を目指す市民参加型の農業者塾の開設により、共に支えあう農村コミュニティを創造すること。

心 得

○市民農業者等が借り受ける農地は、原則、耕作放棄地（遊休農地）とし、自らが額に汗してその解消に取り組む。

○耕作放棄地の解消を地域への社会的貢献と義務づけ、その「見える化」を図ることにより、地元農家などの信用・信頼を確実なものにする。

年 齢

○20歳から65歳程度とし、男女は問わない。

サポート体制

○次の4名のプロフェッショナルな農家が、農地の紹介や農業指導、地域への理解など責任を持って支援する。



元JA理事 生沼 仁



農業委員会会長 石川 栄



古屋治平農園代表 古屋 治平



TOMIOファーム代表 古屋 富雄

開設日

○平成26年4月1日

代表者

○TOMIOファーム代表 古屋 富雄



秋告げ菊「ユートピア・イエロー」 8月下旬から咲き始めます